

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	平成28年9月23日、午後0時10分頃、高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線35.7キロポスト付近で発生した交通事故。本市所有の小型貨物車が、相手方所有の小型乗用車の後部に接触し、損害を与えたもの。
和解の相手方	個人（静岡県静岡市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、226,292円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	平成28年11月1日

平成28年11月29日提出

君津市長 鈴木 洋 邦